

取材・撮影申込について

大分航空ターミナル株式会社
(大分空港総合案内所)

撮影・取材の申請手続き

大分空港ターミナル地域内において取材・撮影をされる場合は、事前に申請・手続きが必要となります。注意事項をご確認の上、申請書の提出をお願いいたします。

撮影・取材にあたっての主な注意事項

1. 撮影・取材場所について

- ・原則、一般のお客様が自由にご利用いただけるエリア(保安検査場通過前)とします。
なお、保安検査場(保安検査機器、警備員を含む)及び航空保安に関する施設・設備の撮影は一切できません。
- ・航空会社カウンター、店舗を撮影する場合には、必ず事前に各事業者へ許可を得てください。

2. 注意事項

- ・空港をご利用になるお客様の安全性・利便性が最優先となります。お客様に対して、迷惑とならないよう撮影をお願いいたします。
- ・自社腕章の着用をお願いいたします。
(※腕章をお持ちでない場合は、1階総合案内所にて腕章を貸し出します。)
- ・スマートフォン、携帯電話等での撮影も申請が必要です。
- ・申請以外の場所での撮影・取材はできません。申請内容に変更がある場合は、必ず許可を取ってください。
- ・お客様へのインタビューや取材を行う場合は、必ずお客様へ許可を取った上で行ってください。また、空港職員の映り込みも事前の許可が必要となります。
- ・繁忙期など旅客の混雑する期間(夏季、ゴールデンウィーク、年末年始等)や、空港の管理運営上支障が生じると判断される場合には、撮影・取材をお断りさせていただく場合があります。
- ・空港利用者の安全性や利便性を損なう場合や館内業務に支障が出る場合は、当社職員および警備員の指示に従ってください。
- ・機材車・スタッフ車の駐車は、一般駐車場をご利用ください。

撮影許可申請書の受付・相談窓口

大分空港 総合案内所 TEL:0978-67-1174 FAX:0978-67-0978-67-3394
E-mail:oita-info@oita-airport.jp